



公 示 第 182 号

## 企業年金基金規約変更公告

電子情報技術産業企業年金基金規約の一部変更があったので、確定給付企業年金法第11条に基づき、電子情報技術産業企業年金基金規約第5条の規定により、別紙のように公告する。

### 1、規約変更内容

確定拠出年金制度からの個人別管理資産の受換に関する規定の追加

### 2、適用年月日

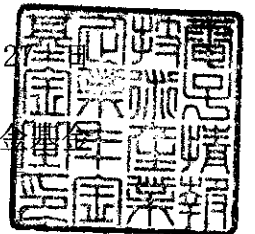
令和 8 年 4 月 1 日

### 3、所轄厚生局届出年月日

令和 8 年 1 月 30 日

令和 8 年 2 月 27 日

電子情報技術産業企業年金



新旧対照条文

新	旧
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第90条 基金の中途脱退者は、企業型年金(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第2項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)の企業型年金加入者(同法第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。以下同じ。)又は個人型年金(同法第2条第3項に規定する個人型年金をいう。以下同じ。)の個人型年金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。以下同じ。)の資格を取得したときは、基金に当該企業型年金の資産管理機関(同法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下この条、<u>第93条の2</u>及び第108条の2において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第1条～第89条 (略)</p> <p>(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第90条 基金の中途脱退者は、企業型年金(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第2項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)の企業型年金加入者(同法第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金(同法第2条第3項に規定する個人型年金をいう。)の個人型年金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。以下同じ。)の資格を取得したときは、基金に当該企業型年金の資産管理機関(同法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下この条及び第108条の2において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>第91条～第93条 (略)</p> <p>(確定拠出年金からの個人別管理資産の移換)</p> <p><u>第93条の2</u> 基金は、企業型年金加入者であった者(企業型年金に個人別管理資産(確定拠出年金法第2条第12項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。)がある者に限る。)又は個人型年金に個人別管理資産がある者が、基金の加入者の資格を取得した場合であって、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に基金への個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会から当該申出に係る個人別管理資産の移換を受ける。</p> <p>2 基金は、前項の規定により個人別管理資産の移換を受けた場合は、当該移換金を原資として、前項の移換申出を行った者に対</p>	<p>第91条～第93条 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>し、第44条各号に掲げる給付の支給を行う。</u></p> <p>第94条（略）</p> <p>（受換者に係る加入者期間の取扱い）</p> <p>第95条 <u>第93条第1項、第93条の2第1項</u>又は前条第1項の規定により他制度（<u>移換元確定給付企業年金、確定拠出年金</u>又は連合会を総称する。以下同じ。）から基金に脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、<u>個人別管理資産</u>、積立金又は年金給付等積立金等を総称する。以下同じ。）が移換された者（以下「受換者」という。）に係る加入者期間は、第42条の規定にかかわらず、同条の加入者期間と当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。</p> <p>第96条～第119条（略）</p> <p><u>附 則</u> この規約は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>第94条（略）</p> <p>（受換者に係る加入者期間の取扱い）</p> <p>第95条 第93条第1項又は前条第1項の規定により他制度（移換元確定給付企業年金又は連合会を総称する。以下同じ。）から基金に脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、積立金又は年金給付等積立金等を総称する。以下同じ。）が移換された者（以下「受換者」という。）に係る加入者期間は、第42条の規定にかかわらず、同条の加入者期間と当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。</p> <p>第96条～第119条（略）</p>